

令和2年度小地域組織化事業助成金（地域支え合い協議会）詳細

令和2年度小地域組織化事業助成金について、以下のとおり取り決めましたので、ご確認ください。令和元年度と同様です。

(1) 助成金額上限 15 万円（申請は 1000 円単位・切り捨て）

* 15 万円以内の金額で申請をしてください。

(2) 該当費目

謝金、謝礼、印刷費、広報費、会議費（飲食用材料費含む）、賃借料、光熱水費、消耗品費、備品費、通信運搬費、保険料、委託費

(3) 活動内容

| | 内容 | 上限金額 | 詳細 |
|---|---------------|----------|--|
| 1 | 必須事業 (運営費) | 80,000 円 | 「エリアネットワーク機能強化事業」*を実施し、地域支え合い協議会運営経費および社協が必要と考える事業費 |
| 2 | 選択事業 | 80,000 円 | A.助け合い隊事業の実施 |
| | | 50,000 円 | B.小中学校・PTA や子ども達と子育て世代等との世代間交もしくはは障害者交流事業（宿題サロン除く） |
| | | 50,000 円 | C.見守り声かけ事業の実施（研修会、実践報告会、交流会） *可能な範囲で民生委員児童委員、自治会等と連携を図ること。 |
| | | 50,000 円 | D.防災関係事業（備品・備蓄品は除く） |
| | | 50,000 円 | E.居場所づくりやサロン活動の活性化事業（サロン代表者向け研修、交流会サロン、参加者交流会、合同事業等） *個別のサロン実施ための経費は対象になりません。 |
| | | 50,000 円 | F.福祉関係（地域福祉、高齢者、障害者関係）講演会 |

* 「エリアネットワーク機能強化」事業は必須事業となります。

内容としては、例えば、自治会との連絡会、地域交流懇親会、民生委員児童委員と合同の交流事業、地域包括支援センターと行う事例検討など、地域支え合い協議会が主となり、その他の複数の機関とネットワークをつくり、地域の課題を話し合ったり、一緒に活動を行ったりする事業を言います。実施時には、社協にもお知らせください。

* 飲食については、基本的には対象外ですが、選択事業において交流が必要な場合は、対象とします。できる限り参加費収入や会費等で賄う自助努力をしてください。

(4) 財源確保のためのご協力をお願い

この助成金は、共同募金と社会福祉協議会会費を活用しています。共同募金運動及び社会福祉協議会会費加入について、ご協力ください。

街頭募金（店頭、イベント等の箱設置）、職域募金（図書カード、クオカード、バッチ）

Q)産業祭、市民センターなどの模擬店の材料費、参加費は対象になるのか

A)販売を目的としているものは対象になりません。

Q)選択事業をたくさん行くと15万円を超えるが、

A)15万円以内の申請をお願いしたい。お金以外の支援ができる場合もありますので、ご相談ください。

Q)選択事業のみの申請は可能か

A)必須事業は必ず申請をお願いします。

Q)必須事業のみの申請は可能か

A)可能である。

Q)助け合い隊協力会員、利用会員の交流会を行っているが、飲食費は対象になるか。

A)できるだけ、あらたな会員獲得のための事業としたり、外部の方との交流ということであれば対象としたいが、できるだけ参加者の参加費等もとっていただくことで、自主財源の確保を狙ってほしい。

Q)事務局会議や幹事会、各部会の費用として利用可能か

A)消耗品、印刷代などは利用可能。飲食費は対象外。

Q)助け合い隊の人件費は対象か

A)対象になる

Q)地域行事（自治会やほかの団体へ）の交際費は対象になるか

A)対象外

Q)選択事業の中で、同じ事業で違った目的が混在する場合があるが、どのように申請したらいいか

A)申請にはどちらかを決めて強いほうで申請してもらいたい。

Q)選択事業1つのみの申請は可能か

A)昨年度は、選択事業を2つお願いしていましたが、今年度は、必要な事業のみ申請も可とします。

必須事業のみの申請も受け付けます。その場合は、上限8万円。

選択事業1つのみ場合は、上限額10万円となります。

Q)15万円に達しない申請も可能か

A)可能です。

Q)総会後の交流会の飲食代は対象か

A)総会は、自分の団体のための交流会なので、対象外。また、会員だけの交流会においては、対象にならないが、地域の関係団体との交流や課題の確認のための交流会は飲食費も対象。